

「ご契約に関する重要事項のご説明」について、
以下の該当する供給電圧のものをご選択のうえ、
内容をご確認ください。

[ご契約に関する重要事項のご説明（高圧供給）](#)

[ご契約に関する重要事項のご説明（特別高圧供給）](#)

ご契約に関する重要事項のご説明（高圧供給）

1. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の[電気契約要綱](#)（以下「契約要綱」といいます。）、[標準料金表](#)（以下「料金表」といいます。）、[災害特措に係る供給条件（自由料金）](#)ならびに需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、原則として、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

2. 需給契約の成立

需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立します。

3. 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日をいいます。）の末日までとし、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、廃止または変更の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまへの電子メール送信または当社ホームページへの掲載等。以下同じ。）等によりお客さまにお知らせします。

なお、お客さまが希望されることを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

4. 供給開始予定日

- （1）当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始予定日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。
- （2）あらかじめ定めた供給開始予定日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

5. 供給電気方式・供給電圧・周波数

託送約款等にもとづき、供給電気方式・供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000Vとし、周波数は、標準周波数60Hzとします。

6. 契約電力の決定方法

(1) 契約電力 500kW 以上

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、自家発補給電力をあわせて契約される場合かつ自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の使用時間中における使用電力の最大値（その1月の自家発補給電力の使用時間中に最大需要電力が計量された場合は、最大需要電力とします。）から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間以外の時間における使用電力の最大値（その1月の自家発補給電力の使用時間以外の時間に最大需要電力が計量された場合は、最大需要電力とします。）のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

なお、自家発補給電力をあわせて契約される場合の自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の定格出力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の定格出力を下回らないものとします。

また、予備電力をあわせて契約される場合の予備電力の契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、原則として常時供給分の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、50kWを下回らないものとします。

(2) 契約電力 500kW 未満

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

- a. 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当該一般送配電事業者等の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。
- b. 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と

前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

- c. 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合とします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

なお、自家発補給電力をあわせて契約される場合の自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の定格出力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の定格出力を下回らないものとします。

また、予備電力をあわせて契約される場合の予備電力の契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、原則として常時供給分の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50kW未満のときを除き、50kWを下回らないものとします。

- (3) 契約電力が500kW未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を(1)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(2)によって定めます。

7. 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日とします。

なお、検針は、原則として、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

8. 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量等は、当該一般送配電事業者等が計量した値とします。料金の算定期間の使用電力量については、当該一般送配電事業者等が計量した、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間とします。）において合計した値とします。

なお、料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合、季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間とします。）において合計した値とします。

(2) お客さまの不在等の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力等とします。

(3) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせします。

(4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

9. 料金単価・燃料費等調整

料金単価や燃料費等調整は、[料金表](#)によるものとします。

【燃料費等調整制度について】

燃料費等調整制度は、燃料価格や電力市場価格の変動を電気料金に反映させる制度で、燃料費調整額・市場価格調整額・離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を毎月算定し、電気料金を調整します。

なお、燃料費調整および市場価格調整における上限価格の設定はございません。離島ユニバーサルサービス調整においては、離島平均燃料価格に上限価格（119,000円/k1）の設定がございます。

詳細な燃料費等調整額の算定方法等につきましては、[当社ホームページ](#)をご確認ください。

10. 料金の算定方法

料金の算定方法は、以下のとおりとします。

区 分	料 金 算 定 方 法		
基本料金	基本料金単価 × 契約電力 × (1.85-力率)	①	銭未満 四捨五入
電力量料金	季節毎または時間帯毎の電力量料金単価 × 季節毎または時間帯毎の使用電力量	②	
燃料費等調整額	【±燃料費調整額 (a) ±市場価格調整額 (b) ±離島ユニバーサルサービス調整額 (c)】 (a) 燃料費調整単価 × 使用電力量 (b) 市場価格調整単価 × 使用電力量 (c) 離島ユニバーサルサービス調整単価 × 使用電力量	③	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量	④	円未満 切捨て
合計金額	①+②+③+④		円未満 切捨て

注1. まったく電気を使用されない場合（予備電力をあわせて契約される場合で、予備電力によって電気を使用されたときを除きます。）の基本料金は、半額とします。

注2. 燃料費調整単価、市場価格調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、[当社ホームページ](#)をご確認ください。

注3. 自家発補給電力または予備電力をあわせて契約される場合は、以下のとおり、基本料金および電力量料金を算定します（常時供給分と同じく、使用電力量に応じた燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金も申し受けます）。

【自家発補給電力の料金の算定方法】

a. 自家発補給電力Aの場合

$$(a) \text{ 基本料金} = \text{業務用電力の基本料金単価} \times 1.1 \\ \times \text{自家発補給電力Aの契約電力} \times (1.85 - \text{力率})$$

$$(b) \text{ 電力量料金} = \text{自家発補給電力Aの電力量料金単価} \\ \times \text{自家発補給電力Aの使用電力量}$$

※まったく電気を使用されない場合の基本料金は、30%とします。

b. 自家発補給電力Bの場合

$$(a) \text{ 基本料金} = \text{高圧電力の基本料金単価} \times 1.1 \\ \times \text{自家発補給電力Bの契約電力} \times (1.85 - \text{力率})$$

$$(b) \text{ 電力量料金} = \text{自家発補給電力Bの電力量料金単価} \\ \times \text{自家発補給電力Bの使用電力量}$$

※まったく電気を使用されない場合の基本料金は、20%とします。

【予備電力の料金の算定方法】

$$a. \text{ 基本料金} = \text{常時供給分の基本料金単価} \times 5\% \text{もしくは} 10\% \\ \times \text{予備電力の契約電力}$$

$$b. \text{ 電力量料金} = \text{常時供給分の電力量料金単価} \times \text{予備電力の使用電力量}$$

※基本料金については、電気の使用の有無にかかわらず、予備線の場合は5%、予備電源の場合は10%を適用します。なお、予備電力においては、力率割引および割増しはいたしません。

11. 料金の算定期間、支払義務、支払期日および支払方法

- (1) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間とします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日の前日までの期間とします。この場合、使用日数に応じて、電気料金を日割計算します。
- (2) お客様の料金の支払義務は、原則として、検針日（ご契約が消滅した場合は、消滅日とします。）に発生します。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日とします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。
- (4) 料金については毎月、当社指定の金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

12. 料金に係るその他事項

お客様が料金を支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）を経過して支払われた場合、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を、原則として、延滞利息の算定対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

13. 供給設備に関する費用の負担

- (1) お客様の希望によって、計量器等の供給設備の位置を変更する場合等、託送約款等に定めるところにより、当社が、当該一般送配電事業者等から、工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、お客

さまから、その金額を申し受けます。

- (2) 当該一般送配電事業者等から請求を受けた金額を申し受ける場合は、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

14. 立入りや保安等に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者等が、電気を供給するための設備等の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針等のために、お客さまの土地・建物へ立ち入ることがあります。

また、引込線や計量器等に異状・故障がある場合には、お客さまから当該一般送配電事業者等へ連絡していただく等、保安等や調査に協力していただきます。

15. 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが契約名義を変更される場合は、新たなお客さまがそれまで電気の供給を受けていた他のお客さまの需給契約上のすべての権利義務を受け継ぐこととなります。

16. 需給契約の廃止

お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、原則として、その3月前までに当社に通知していただきます。

17. 需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、契約電力を新たに設定し、または増加された日にさかのぼって、新増加後1年に満たないで減少される契約電力分について臨時電力（ご契約の料金メニュー、またはご契約の料金メニューに相当する電気契約要綱に記載の料金メニューの該当料金を20%割増ししたもの）を適用し、臨時電力にもとづき計算した金額と、ご契約中の料金メニューにもとづき計算した金額との差額の精算を行います。
- (2) (1) の場合で、当該一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。
- （詳細は、[契約要綱](#)および[料金表](#)をご確認ください。）

18. 契約超過金

お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として

申し受けます。

この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。

なお、契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

19. 解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- (1) 託送約款等の定めによって当該一般送配電事業者等に電気の供給を停止された場合で、お客さまが、当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
- (2) 料金（既に消滅している他の需給契約を含む）を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- (3) 料金以外の債務を支払われない場合
- (4) 当社へ連絡なく移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (5) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (6) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- (7) 当社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (8) その他契約要綱または料金表に反した場合

20. 違約金

お客さまが前項の(5)、(6)または(8)に該当し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

21. 需給契約消滅後の債権債務関係

契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

22. 損害賠償の免責

当社の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

23. その他

- (1) 託送約款等の変更や法令の制定・改廃等により契約要綱、料金表または災害特措に係る供給条件（自由料金）を変更する場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の契約要綱、料金表および災害特措に係る供給

条件（自由料金）によります。

(2) 当社は、契約要綱、料金表、災害特措に係る供給条件（自由料金）またはその他の需給契約の内容を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

また、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない軽微な変更を行う場合、変更前にのみ、変更しようとする事項の概要を、電磁的方法等によりお客さまへお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、変更後のお知らせについては省略することがあります。

(3) 本書に記載の無い詳細な供給条件等は、当社ホームページ等にて[契約要綱](#)、[料金表](#)および[災害特措に係る供給条件（自由料金）](#)をご確認ください。

(4) 当社が使用する文字は、標準的な文字を使用するため、一部表示ができない場合があります。この場合、当社で類似の文字またはカタカナに置換えさせていただきます。

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先フリーダイヤルの電話番号や受付時間等は、[当社ホームページ](#)でご確認ください。

【小売電気事業者名】 中国電力株式会社

【小売電気事業者登録番号】 A0273

ご契約に関する重要事項のご説明（特別高圧供給）

1. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の電気契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）、標準料金表（以下「料金表」といいます。）、災害特措に係る供給条件（自由料金）ならびに需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、原則として、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

2. 需給契約の成立

需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立します。

3. 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日をいいます。）の末日までとし、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、廃止または変更の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまへの電子メール送信または当社ホームページへの掲載等。以下同じ。）等によりお客さまにお知らせします。

なお、お客さまが希望されることを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

4. 供給開始予定日

- （1）当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始予定日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。
- （2）あらかじめ定めた供給開始予定日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

5. 供給電気方式・周波数・供給電圧

託送約款等にもとづき、供給電気方式は、交流3相3線式、周波数は、標準周波数60Hzとし、供給電圧は、契約電力に応じて下表のとおりとします。

契約電力 10,000kW 未満	標準電圧 20,000 V
契約電力 10,000kW 以上 30,000kW 未満	標準電圧 60,000 V
契約電力 30,000kW 以上	標準電圧 100,000 V

6. 契約電力の決定方法

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、自家発補給電力をあわせて契約される場合かつ自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の使用時間中における使用電力の最大値（その1月の自家発補給電力の使用時間中に最大需要電力が計量された場合は、最大需要電力とします。）から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間以外の時間における使用電力の最大値（その1月の自家発補給電力の使用時間以外の時間に最大需要電力が計量された場合は、最大需要電力とします。）のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

なお、自家発補給電力をあわせて契約される場合の自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の定格出力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の定格出力を下回らないものとします。

また、予備電力をあわせて契約される場合の予備電力の契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、原則として常時供給分の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、50kWを下回らないものとします。

7. 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日とします。

なお、検針は、原則として、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

8. 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量等は、当該一般送配電事業者等が計量した値とします。料金の算定期間の使用電力量については、当該一般送配電事業者等が計量した、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間とします。）において合計した値とします。

なお、料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合、季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間とします。）において合計した値とします。

(2) お客様の不在等の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力等とします。

(3) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果をすみやかにお客様にお知らせします。

(4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、お客様と当社との協議によって定めます。

9. 料金単価・燃料費等調整

料金単価や燃料費等調整は、[料金表](#)によるものとします。

【燃料費等調整制度について】

燃料費等調整制度は、燃料価格や電力市場価格の変動を電気料金に反映させる制度で、燃料費調整額・市場価格調整額・離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を毎月算定し、電気料金を調整します。

なお、燃料費調整および市場価格調整における上限価格の設定はございません。離島ユニバーサルサービス調整においては、離島平均燃料価格に上限価格（119,000円/k1）の設定がございます。

詳細な燃料費等調整額の算定方法等につきましては、[当社ホームページ](#)をご確認ください。

10. 料金の算定方法

料金の算定方法は、以下のとおりとします。

区分	料金算定方法		
基本料金	基本料金単価 × 契約電力 × (1.85-力率)	①	銭未満 四捨五入
電力量料金	季節毎または時間帯毎の電力量料金単価 × 季節毎または時間帯毎の使用電力量	②	
燃料費等調整額	【±燃料費調整額 (a) ±市場価格調整額 (b) ±離島ユニバーサルサービス調整額 (c)】 (a) 燃料費調整単価 × 使用電力量 (b) 市場価格調整単価 × 使用電力量 (c) 離島ユニバーサルサービス調整単価 × 使用電力量	③	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量	④	円未満 切捨て
合計金額	①+②+③+④		円未満 切捨て

注1. まったく電気を使用されない場合（予備電力をあわせて契約される場合で、予備電力によって電気を使用されたときを除きます。）の基本料金は、半額とします。

注2. 燃料費調整単価、市場価格調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、[当社ホームページ](#)をご確認ください。

注3. 自家発補給電力または予備電力をあわせて契約される場合は、以下のとおり、基本料金および電力量料金を算定します（常時供給分と同じく、使用電力量に応じた燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金も申し受けます）。

【自家発補給電力の料金の算定方法】

a. 自家発補給電力Aの場合

$$(a) \text{ 基本料金} = \text{特別高圧電力Aの基本料金単価} \times 1.1 \\ \times \text{自家発補給電力Aの契約電力} \times (1.85 - \text{力率})$$

$$(b) \text{ 電力量料金} = \text{自家発補給電力Aの電力量料金単価} \\ \times \text{自家発補給電力Aの使用電力量}$$

※まったく電気を使用されない場合の基本料金は、30%とします。

b. 自家発補給電力Bの場合

$$(a) \text{ 基本料金} = \text{特別高圧電力Bの基本料金単価} \times 1.1 \\ \times \text{自家発補給電力Bの契約電力} \times (1.85 - \text{力率})$$

$$(b) \text{ 電力量料金} = \text{自家発補給電力Bの電力量料金単価} \\ \times \text{自家発補給電力Bの使用電力量}$$

※まったく電気を使用されない場合の基本料金は、20%とします。

【予備電力の料金の算定方法】

$$a. \text{ 基本料金} = \text{常時供給分の基本料金単価} \times 5\% \text{もしくは} 10\% \\ \times \text{予備電力の契約電力}$$

$$b. \text{ 電力量料金} = \text{常時供給分の電力量料金単価} \times \text{予備電力の使用電力量}$$

※基本料金について、電気の使用の有無にかかわらず、予備線の場合は5%、予備電源の場合は10%を適用します。なお、予備電力においては、力率割引および割増しはいたしません。

11. 料金の算定期間、支払義務、支払期日および支払方法

- (1) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間とします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日の前日までの期間とします。この場合、使用日数に応じて、電気料金を日割計算します。
- (2) お客様の料金の支払義務は、原則として、検針日（ご契約が消滅した場合は、消滅日とします。）に発生します。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日とします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。
- (4) 料金については毎月、当社指定の金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

12. 料金に係るその他事項

お客様が料金を支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）を経過して支払われた場合、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を、原則として、延滞利息の算定対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

13. 供給設備に関する費用の負担

- (1) お客様の希望によって、計量器等の供給設備の位置を変更する場合等、託送約款等に定めるところにより、当社が、当該一般送配電事業者等から、工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、お客

さまから、その金額を申し受けます。

- (2) 当該一般送配電事業者等から請求を受けた金額を申し受ける場合は、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

14. 立入りや保安等に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者等が、電気を供給するための設備等の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針等のために、お客さまの土地・建物へ立ち入ることがあります。

また、引込線や計量器等に異状・故障がある場合には、お客さまから当該一般送配電事業者等へ連絡していただく等、保安等や調査に協力していただきます。

15. 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが契約名義を変更される場合は、新たなお客さまがそれまで電気の供給を受けていた他のお客さまの需給契約上のすべての権利義務を受け継ぐこととなります。

16. 需給契約の廃止

お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、原則として、その3月前までに当社に通知していただきます。

17. 需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、契約電力を新たに設定し、または増加された日にさかのぼって、新増加後1年に満たないで減少される契約電力分について臨時電力（ご契約の料金メニュー、またはご契約の料金メニューに相当する電気契約要綱に記載の料金メニューの該当料金を20%割増ししたもの）を適用し、臨時電力にもとづき計算した金額と、ご契約中の料金メニューにもとづき計算した金額との差額の精算を行います。
- (2) (1) の場合で、当該一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。
- （詳細は、[契約要綱](#)および[料金表](#)をご確認ください。）

18. 契約超過金

お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として

申し受けます。

この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。

なお、契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

19. 解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- (1) 託送約款等の定めによって当該一般送配電事業者等に電気の供給を停止された場合で、お客さまが、当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
- (2) 料金（既に消滅している他の需給契約を含む）を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- (3) 料金以外の債務を支払われない場合
- (4) 当社へ連絡なく移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (5) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (6) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- (7) 当社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (8) その他契約要綱または料金表に反した場合

20. 違約金

お客さまが前項の(5)、(6)または(8)に該当し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

21. 需給契約消滅後の債権債務関係

契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

22. 損害賠償の免責

当社の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

23. その他

- (1) 託送約款等の変更や法令の制定・改廃等により契約要綱、料金表または災害特措に係る供給条件（自由料金）を変更する場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の契約要綱、料金表および災害特措に係る供給

条件（自由料金）によります。

(2) 当社は、契約要綱、料金表、災害特措に係る供給条件（自由料金）またはその他の需給契約の内容を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

また、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない軽微な変更を行う場合、変更前にのみ、変更しようとする事項の概要を、電磁的方法等によりお客さまへお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、変更後のお知らせについては省略することがあります。

(3) 本書に記載の無い詳細な供給条件等は、当社ホームページ等にて[契約要綱](#)、[料金表](#)および[災害特措に係る供給条件（自由料金）](#)をご確認ください。

(4) 当社が使用する文字は、標準的な文字を使用するため、一部表示ができない場合があります。この場合、当社で類似の文字またはカタカナに置換えさせていただきます。

【お問い合わせ先】

お問い合わせ先フリーダイヤルの電話番号や受付時間等は、[当社ホームページ](#)でご確認ください。

【小売電気事業者名】 中国電力株式会社

【小売電気事業者登録番号】 A0273